

【現状と課題】

すべての人は、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選択し、人生を豊かに生きる権利を有していますが、その基本的な人権を侵害するものの一つに、様々な暴力があります。そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的、構造的な問題があると言われており、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

これまで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところですが、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動において様々な困難を抱えています。

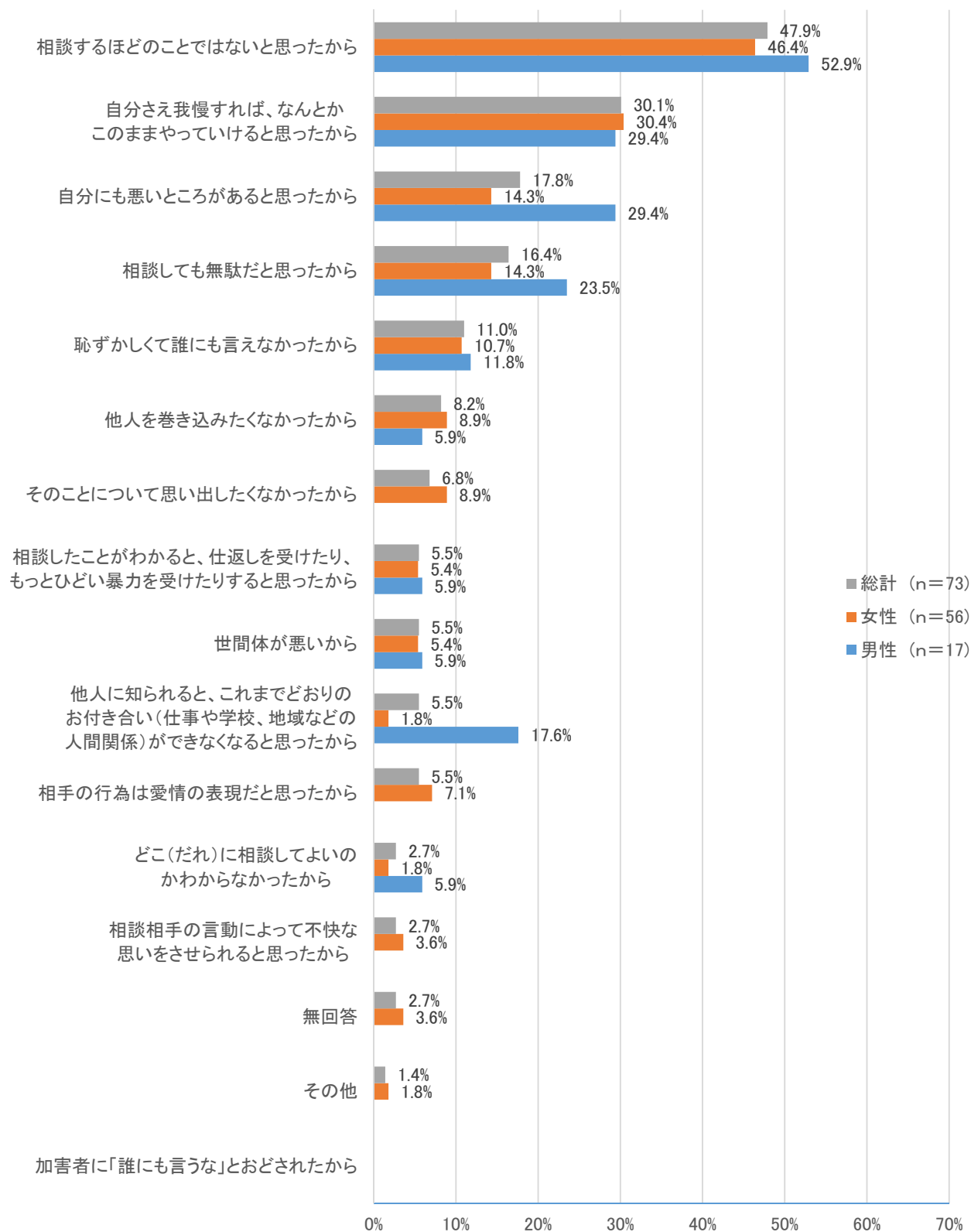
市民意識調査において、配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けた経験がある女性は、32.8%で、そのうちの4割は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめとする、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力など、暴力は一層多様化しています。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、市民一人ひとりの暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

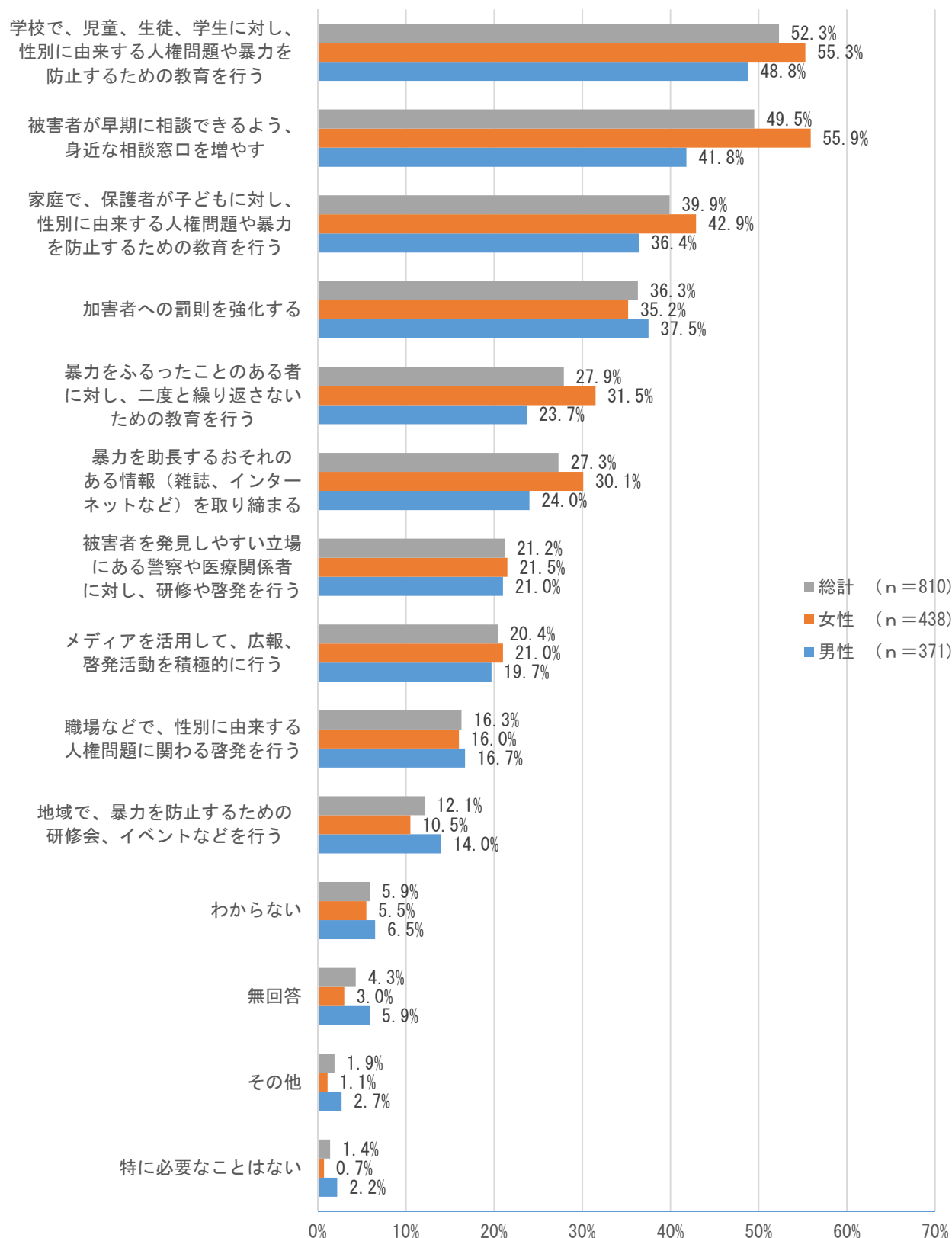
また、関係機関等との連携により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

● 配偶者、10歳代又は20歳代に交際相手から暴力を受けた方で、どこ（誰）にも相談しなかった（相談できなかった）理由（複数回答）



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

●男女間の暴力を防止するために必要なこと（複数回答）



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>全ての人々が、その人権を尊重され、安心、安全な生活を送れるよう、一人ひとりを大切にする人権教育、啓発を推進します。</p> <p>暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における女性に対する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組むとともに、「どこにも、誰にも相談していない（相談できない）」潜在的な被害者を早期に発見し、支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度の浸透等を図ります。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあり、男女の上下関係や力関係など、男女が置かれている状況を背景とした、社会の構造的な問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を行います。</p>	総務課 企画政策課 市民課 福祉課 こども課 学校教育課 社会教育課
<p>被害者が身の安全を確保するためには、暴力から避難するためには、関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。</p> <p>また、被害者が心身の健康の回復を図り、自立した生活を送ることができるよう、就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援するとともに、加害者の追跡を想定した対応を行い、併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。</p>	企画政策課 市民課 福祉課 こども課 建設課 学校教育課 関係各課
<p>被害者は様々な問題を抱えており、関係機関の連携、協力により、総合的に解決することが必要となるため、被害者の実情に応じた対応が適切に行われるよう、庁内連絡体制を強化し、警察などの関係機関との連携の維持、強化に取り組めます。</p> <p>また、配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもは、直接暴力を振るわれたり、暴力を目撃することにより、心身に傷を負い、そのことは成長に深刻な影響を及ぼすことから、周囲の様々な立場の人は、そのような環境にある子どもの早期発見に努め、児童相談所等につなぐとともに、通報等を受けた関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全</p>	企画政策課 市民課 福祉課 こども課 学校教育課 関係各課

<p>確保や心身の回復等の支援を行います。</p> <p>さらに、相談部署等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修を実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等の養成を行います。</p>	
---	--

② デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力に関する理解を深めるための教育、啓発を行うとともに、相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図り、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切な対応を行います。</p> <p>特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。</p>	<p>企画政策課 学校教育課 社会教育課</p>